

豊橋市は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定により、平成 20 年 8 月 26 日に豊橋市芸術文化交流施設整備等事業に関する実施方針を公表したところである。

この度、同法第 6 条の規定により、豊橋市芸術文化交流施設整備等事業を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

平成 20 年 10 月 7 日

豊橋市長 早川 勝

第 1 事業の概要

1 事業の名称

「豊橋市芸術文化交流施設整備等事業」(以下「本事業」という。)

2 事業の目的

総合文化学習センター(仮称)は、平成 13 年 3 月に策定された『第 4 次豊橋市基本構想・基本計画』(現『第 4 次豊橋市総合計画』)において示された、「笑顔がつながる緑と人のまち・豊橋」を実現するために、特に重要性かつ先導性を持つリーディングプロジェクトの一つである「まちなか文化の創造」の主たる事業として、新たなまちなか文化の創造を促し、幅広い世代の交流を促進するための文化・交流拠点として位置付けられています。

平成 16 年度に策定された『総合文化学習センター(仮称)基本計画』では、「生涯学習センター」、「図書館」、「芸術文化交流施設」の三つの機能を持つ施設が構想されています。本事業は、この総合文化学習センター(仮称)の第一次整備として、豊橋市芸術文化交流施設(以下「本施設」という。)の整備を目指すものであり、芸術文化活動を推進し、その裾野を広げるとともに、地域文化の振興を図り、地域のさらなる活性化を目指していくため、整備するものです。

3 公共施設等の管理者の名称

豊橋市長 早川 勝

4 事業方式と事業範囲

本事業の事業方式は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律 117 号)(以下「PFI 法」という。)に基づき、同法第 7 条第 1 項の規定による選定事業者が本施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて本施設の維持管理及び運営補助(以下「維持管理等」という。)を行う BT0 (Build-Transfer-Operate) 方式とします。

選定事業者が実施する業務は以下のとおりです。

(1) 設計業務

ア 調査業務

イ 設計業務

ウ 各種申請・協議等

(2) 建設・工事監理業務

- ア 建築物本体工事
- イ 一般建築設備工事（電気、空調、衛生等）
- ウ 舞台設備工事（舞台機構、舞台照明、舞台音響等）
- エ 舞台備品整備（大道具備品及び楽器等）
- オ 一般備品整備（家具・什器、事務機器等）
- カ 本施設の外構工事（駐車場・駐輪場・公開空地・建物周辺）、人工地盤工事
- キ 本施設敷地の造成工事
- ク 電波障害対策工事
- ケ 本施設の工事監理
- コ 本施設の引渡し業務

(3) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 一般建築設備保守管理業務
- ウ 舞台設備保守管理業務
- エ 備品等保守管理業務
- オ 外構施設（駐車場・駐輪場・公開空地・建物周辺・人工地盤）保守管理業務
- カ 清掃業務
- キ 植栽維持管理業務
- ク 警備業務
- ケ 環境衛生管理業務
- コ 修繕業務

(4) 運営補助業務

- ア 開館準備業務
- イ 設備の操作等定期的な技術研修業務
- ウ 利用者利便のための業務
- エ その他

(5) その他

- ア 地元説明会等の開催

(6) 市等の業務範囲

次の業務は、市または財団法人豊橋文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）が別途実施することとします。

現在、本施設の指定管理者は、文化振興財団とする予定です。また、文化振興財団は、指定管理者としての業務とは別に、市からの補助により芸術文化事業を実施する予定です。

ア 芸術文化事業実施業務

(ア) 芸術文化事業の企画・実施

イ 運営業務

(ア) 本施設の貸館業務（予約受付、料金徴収等、施設利用予約システムの運用）

(イ) 窓口・案内業務（電話対応、窓口対応等）

(ウ) 利用者支援業務（施設利用者への相談・支援、舞台設備の操作説明・操作）

5 事業期間

本事業の実施期間については、以下を予定しています。

《設計・建設業務期間》 平成 21 年 9 月～平成 24 年 1 月

《維持管理等業務期間》 平成 24 年 2 月～平成 39 年 3 月

《運営業務期間》 平成 24 年 4 月～平成 39 年 3 月

なお、平成 24 年 2 月～3 月に開館準備期間として文化振興財団の備品等の搬入・設置、引越し及び施設の運営に係る業務の訓練等を行います。

6 公の施設の設置及び管理について

本施設は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の規定による公の施設として整備するもので、その設置及び管理に関する事項については、別途条例で定めます。

7 選定事業者の収入

市は、サービス購入費として以下の対価を選定事業者を支払います。なお、それとは別に、選定事業者は、利用者利便施設及び設備の運営による収入を得ることができます。

ア 設計業務及び建設業務に係る対価

市は、本事業の設計・建設業務に係る対価を、国庫補助金である「暮らし・にぎわい再生事業補助金」制度による一時払い金と、割賦方式に分けた支払いを予定しています。

イ 維持管理等業務に係る対価

市は、維持管理等業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理等業務期間にわたり選定事業者を支払います。

ウ 利用者利便施設及び設備に係る収入

利用者利便施設及び設備の運営による収入は、選定事業者の独自収入とします。

第2 評価の内容

1 評価の方法

(1) 選定の基準

本事業を PFI 方式で実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、または市の財政負担が同一の水準にある場合において、サービスの水準の向上が期待できることを選定の基準としました。

(2) 定量的な評価

市の財政負担額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、特定事業を実施する民間事業者からの税収等の適切な調整を行い、評価を実施しました。

(3) 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業を PFI 方式で実施する場合における、定性的な評価を実施しました。

2 定量的な評価

(1) 算定結果

市が自ら実施する場合の市の財政負担額と PFI 方式で実施する場合の市の財政負担額を、それぞれ事業期間中に渡り年度別に算出し、それらを現在価値に換算した額で比較しました。

その結果、本事業を市が自ら実施する場合と比較して、PFI 方式で実施する場合は、事業期間中の市の財政負担額を約 5.1% 縮減することができることとなりました。

なお、PSC¹及び PFI-LCC²につきましては、入札等において正当な競争性が阻害される恐れがあると考えたため、公表しません。

項目	値
VFM (割合)	5.1%

(2) 前提条件

市の財政負担額の算出にあたって、市が本事業を自ら実施する場合と PFI 方式で実施する場合のそれぞれについて、前提条件を表 2 及び表 3 のとおり設定しました。

¹ Public Sector Comparator。公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。

² Life Cycle Cost。プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもありません。

項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
割引率	4.0 %	公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(国土交通省/平成 16 年 2 月)に規定されている社会的割引率を用いた。
物価上昇率	考慮していない	上記の社会的割引率は国債等の実質利回りを参考値として設定されており、物価上昇率を考慮した率であることによる。
リスク調整費	-	維持管理等業務に対する第三者賠償保険料を見込んでいる。

項目	PSC の費用の項目	PFI-LCC の費用の項目	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
利用者収入などの算出方法	収入なし	選定事業者からの税収(市税)	・ 選定事業者が支払う法人市民税を市の税収として計上した。
施設整備業務にかかる費用の算出方法	設計費 工事監理費 建設費 備品購入費	設計費 工事監理費 建設費 備品購入費 建中金利 SPC 設立関連費	・ PSC の費用については類似施設の実績値を参考とした。 ・ PFI-LCC の費用については、公共と民間の建築工事の価格差、PFI 先行事例の選定結果、民間意向調査結果を参考とし、一括発注による効率化や選定事業者の創意工夫により一定のコスト縮減が実現するものとして設定した。
維持管理等業務にかかる費用の算出方法	維持管理費 運営補助業務費	維持管理費 運営補助業務費 SPC 運営費	・ PSC の費用については類似施設の実績値を参考とした。 ・ PFI-LCC の費用については、民間意向調査結果を参考とし、一括発注による効率化や選定事業者の創意工夫により一定のコスト縮減が実現するものとして設定した。また、SPC 運営費を計上した。

項目	PSC の費用の項目	PFI-LCC の費用の項目	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
資金調達にかかる費用の算出方法	一般財源 起債 国庫補助金	自己資本 市中借入 市が支払う国庫補助金を活用した一時払い金	<ul style="list-style-type: none"> ・ PSC は、施設整備業務にかかる費用から補助金分を差し引いた残りの 75% を起債、25% を一般財源とした。 ・ PFI-LCC は、施設整備業務にかかる費用から一時払い金分を差し引いた残りを、自己資本及び市中借入により調達するものとした。
その他の費用	-	アドバイザー費 モニタリング費	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI-LCC については、公共側の費用として、アドバイザー費用及びモニタリング費用を計上した。

3 定性的な評価

本事業を PFI 方式で実施する場合、本市が自ら実施する場合と比較して、次のような定性的効果を期待することができます。

(1) 一括発注による事業の効率的な実施

設計、建設、維持管理、運営補助の各業務を一括して選定事業者任せることにより、これらを個別に発注する場合と比較して、各業務間の有機的な連携や選定事業者の創意工夫を見込むことができ、事業の効率的かつ機能的な実施が期待できます。

(2) 良質なサービスの継続的な提供

本施設の維持管理、運営補助において、民間事業者が有する専門的な知識やノウハウを活用することにより、施設利用者のニーズやその変化に柔軟に対応した、良質なサービスの継続的な提供が期待できます。

(3) リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業開始前に、あらかじめ発生するリスクを想定し、市と選定事業者との間でその責任分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営が期待できます。

(4) 財政支出の平準化

PFI 事業における財政支出は、民間のサービス開始後、契約期間全体に渡って選定事業者へのサービスの対価として支払うため、財政負担の平準化が期待できます。

第3 評価の結果

本事業を、PFI法に基づく特定事業として実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約5.1%（現在価値換算後）縮減できることが見込まれ、併せて、定性的効果も期待することができます。

以上の客観的評価の結果により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、ここにPFI法第6条に基づく特定事業として選定します。